

令和6年1月19日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社西脇産業

期間:令和6年1月19日から令和6年2月18日まで(1ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社西脇産業が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和6年1月19日
近畿地方整備局

株式会社西脇産業に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社西脇産業は、令和2年8月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格(令和4・5年度分)を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から30日以内に変更届出書を提出しなかった。このことが、建設業法第11条第1項に違反し、同法第28条第1項の規定により、令和5年1月24日に京都府から指示処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社西脇産業が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社西脇産業
京都府木津川市加茂町美浪櫛5
代表取締役 北 健之助

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年1月19日から令和6年2月18日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)